朝鮮古蹟圖譜解說　三

951.09
ス 538 ス
v.3

朝鮮古蹟圖譜解說

三

1970. 3. 11
129170

序言

一　本編は前編に次き關野谷井兩囑託より提出せるものにして、朝鮮古蹟圖譜第三、第四輯所收の順序に隨ひて概略の解說をなせしものなり、但し同種類の遺物遺蹟に關する事項は便宜一括して說明を試みたり

一　本解說各項の下に記せし數字は圖譜に載せたる圖の番號を示す。

一　圖譜の表紙の圖案は第三輯は扶餘なる傳百濟王陵發見の金具文樣と慶州出土の古新羅時代陶製脚附坩鉢繪圖樣とを取合せ、第四輯は奉德寺鐘と上院寺鐘との文樣を應用せるものなり。

一　圖譜表紙の題字は第一、第二輯と同じく李朝鑄造の銅活字の書體を廓大せしものなり。

大正五年三月

朝鮮總督府

目次

三 馬韓時代

九〇 益山附近地形圖〔六六四〕……一
九一 王坪里傳馬韓王宮址〔六六五—六六七〕……二
九二 箕準城〔六六八〕……三
九三 王墓里雙陵〔六六九·六七〇〕……三

四 百濟時代

九四 公山城(熊川山城址)〔六七一—六七七〕……四
九五 扶餘(泗沘)及扶蘇山城〔六七八·六七九及地圖四〕……五
九六 聖興山城〔六八〇·六八一〕……六
九七 扶餘發見瓦〔六八二—七〇三〕……六

九八 石村附近百濟古墳〔七〇四—七〇六〕……七
九九 陵山里傳百濟王陵〔七〇七—七〇八〕……八
一〇〇 陵山里傳百濟王陵中下塚〔七〇九—七一一〕……八
一〇一 陵山里傳百濟王陵中上塚〔七一二—七一三〕……九
一〇二 陵山里傳百濟王陵西下塚〔七一四—七一九〕……一〇
一〇三 陵山里古墳群〔七一〇—七一一〕……一一
一〇四 陵山里割石塚〔七一二—七一六〕……一一
一〇五 陵山里塼床塚〔七一七—七一一〕……一二
一〇六 陵山里露出石槨〔七一一〕……一二
一〇七 陵山里露出石槨〔七一三〕……一三
一〇八 陵山里横壙〔七一四—七一五〕……一三
一〇九 遞馬里大塚〔七一六—七二〇〕……一三

五 任那時代

一一〇 高靈附近地形圖〔七六一〕……一四
一一一 傳大伽倻王宮址〔七六二—七六四〕……一四
一一二 主山城〔七六五—七六七〕……一五
一一三 咸安附近地形見取圖〔七六八〕……一五
一一四 咸安城山城址〔七六九—七七一〕……一六
一一五 昌寧附近地形圖〔七七二〕……一六
一一六 牧馬山城及昌寧邑附近光景〔七七三〕……一六
一一七 主山南方古墳群〔七七四·七七五〕……一七
一一八 主山東南山腹古墳〔七七六—七八七〕……一七
一一九 高靈蒐集主山附近古墳發見陶器〔七八八—七九〇〕……一八
一二〇 高靈古墳發見金環及陶器〔七九一·七九二·七九五—八〇〇〕……一八
一二一 高靈蒐集勾玉及小玉〔七九三·七九四〕……一九
一二二 白沙里古墳群〔八〇一〕……一九
一二三 昌寧邑附近古墳群〔八〇二〕……一九
一二四 傳金首露王陵〔八〇三〕……二〇

二二五 傳金首露王后許氏陵(八〇四)……二〇
二二六 金海古墳發見金環(八〇五)……二一
二二七 善山古墳發見勾玉及小玉(八〇六—八〇九)……二一
二二八 善山蒐集金環(八一〇)……二一
二二九 傳居昌發見副葬品(八一一)……二二
二三〇 水精峯及玉峯古墳(八一二—八一三)……二三
二三一 水精峯第二號古墳(八一四—八二九)……二三
二三二 水精峯第三號古墳(八三〇—八三七)……二三
二三三 玉峯第七號古墳(八三八—八四八)……二四
二三四 晉州古墳發見品(八四七—八六四)……二四
二三五 晉州發見陶器(八六五—八六七)……二五
二三六 晉州附近發見陶器(八六八—八八二)……二五

六 沃沮(?)時代

二三七 咸興附近地形略圖(八八三)……二六

一三八 慈塘山城〔八八四—八八七〕……二六
一三九 德山麻姑城〔八八八—八九二〕……二七
一四〇 中峯麻姑城〔八九三—八九六〕……二七
一四一 時屯間山城〔八九七·八九八〕……二八
一四二 別安坮山城〔八九九·九〇〇〕……二八
一四三 細浦洞山城〔九〇一—九一二〕……二八
一四四 五老里道藏洞山南塚〔九一三—九一八〕……二九
一四五 上細浦洞古墳群〔九一九—九二二〕……三〇
一四六 上細浦洞夫婦塚〔九二三—九二八〕……三〇
一四七 上細浦洞蓋坏塚〔九二九—九三一·九三五·九三六〕……三一
一四八 上細浦洞西塚〔九三二—九三四·九三七—九三九〕……三一

七 濊(?)時代

一四九 江陵附近地形圖〔九四〇〕……三二
一五〇 傳濊國土城〔九四一〕……三二

五一 楓湖東北露出石槨其一（九四二）……三二
五二 楓湖東北露出石槨其二（九四三—九四五）……三三
五三 楓湖東北露出石槨其三（九四六）……三三
五四 楓湖東北古墳發見品（九四七—九五四）……三三

八 古新羅時代

五五 慶州附近新羅遺蹟地圖（九五五）……三四
五六 雞林·月城及瞻星臺（九五六）……三四
五七 月城（九五七—九五九）……三五
五八 瞻星臺（九六〇）……三五
五九 明活山城（九六一—九六三）……三六
六〇 南山城（九六三—九六四）……三六
六一 芬皇寺刹竿支柱（九六五—九六六）……三七
六二 芬皇寺石塔（九六七—一〇九一）……三七
六三 五陵（一〇九二—一〇九三）……三九

一六四 傳脫解王陵〔一〇九四〕……三九
一六五 傳味鄒王陵〔一〇九五〕……三九
一六六 眞平王陵〔一〇九六〕……四〇
一六七 善德王陵〔一〇九七〕……四〇
一六八 慶州邑南古墳群〔一〇九八〕……四〇
一六九 皇南里劒塚〔一〇九九—一一八〕……四一
一七〇 皇南里西南瓢塚〔一一九·一二〇〕……四一
一七一 皇南里南塚〔一一二·一一三〕……四一
一七二 金尺里古墳群〔一一三·一一四〕……四二
一七三 普門里夫婦塚〔一一五—一一六〕……四三
一七四 普門里金環塚〔一一七〕……四四
一七五 普門里塊塚〔一一七三—一一八五〕……四五
一七六 東川里瓦塚〔一一八六—一一九六〕……四五
一七七 西岳里附近古墳地形略圖〔一一九七〕……四六
一七八 西岳里石枕塚〔一一九八—一二〇八〕……四六

一七九 西岳里古墳玄室內發見內石槨石枕及石足座〔二〇九—二二〕……四七
一八〇 西岳里古墳石槨內發見石扉〔二二二·二二三〕……四七
一八一 普門里古墳玄室內發見漆喰枕及瓦〔二二四—二二七〕……四七
一八二 慶州郡發見石足座〔二二八〕……四八
一八三 慶州郡發見瓦枕及塼〔二二九〕……四八
一八四 慶州郡古墳發見瓦及塼〔二三〇·二三一〕……四八
一八五 慶州郡古墳發見石枕〔二三二〕……四八
一八六 慶州郡古墳發見銅鋺〔二三三〕……四八
一八七 慶州郡古墳發見武器及馬具〔二三四〕……四八
一八八 外東面發見斧〔二三五〕……四九
一八九 外東面發見槍〔二三六〕……四九
一九〇 槍(出所不明)〔二三七〕……四九
一九一 孝門里發見槍〔二三八·二三九〕……四九
一九二 傳慶州郡發見槍·大刀及刀〔二三〇·二三一〕……四九
一九三 慶州郡發見玉類〔二三二〕……五〇

一九四 慶州郡發見純金耳飾〔一三三〕……五〇
一九五 冷川里發見柄頭〔一三四〕……五〇
一九六 普門里發見鉸具〔一三五·一三六〕……五〇
一九七 傳慶州郡發見陶製鞍馬人物及琴〔一三七〕……五〇
一九八 土器〔一三八—一四三〕……五一
一九九 陶器〔一三四—一三四〕……五一
二〇〇 巴瓦〔一三四三—一三五五〕……五一
二〇一 西岳里發見石造彌勒菩薩像〔一三五六—一三五九〕……五一
二〇二 仁旺里發見石造釋迦如來坐像〔一三六〇〕……五三

三國時代佛像

二〇三 銅造彌勒菩薩像〔一三六一—一三六四〕……五三
二〇四 銅造彌勒菩薩像〔一三六五·一三六六〕……五四
二〇五 銅造彌勒菩薩像〔一三六七—一三七六〕……五四
二〇六 銅造釋迦如來藥師如來菩薩及力士立像〔一三七七—一四〇四〕……五四

二〇七 銅造釋迦如來像背光〔一四〇五—一四〇七〕……五五

朝鮮古蹟圖譜解說第三册

三 馬韓時代

馬韓は、昔時、朝鮮の南部に占據せし韓種族の一種にして、今の全羅・忠淸・京畿の諸道に亘つて五十餘國に分立し、先秦時代已に國を成せしが如きも、其事蹟明かならず。漢代に至つて朝鮮王箕準、燕の亡人衛滿に逐はれ、海路韓地に入り、之に王となりしも、其後絕滅し、韓人復馬韓に王となり、西晉の初頃、百濟其地に勃興するに至れり。

九〇 益山附近地形圖(六六四)

全羅北道益山郡は馬韓の重要地點にして、恐らくは馬韓五十四國中の乾馬國の地なるべし。邑の北々西約一里龍華山(一名彌勒山)上に箕準城と傳ふる石城址あり。邑南王宮面王坪里に馬韓王宮址と傳ふる土城址あり。邑の西々南約廿町八峯面王墓里には雙陵と稱する土墳二基存せり。

九一　王坪里傳馬韓王宮址〔六六五——六六七〕

全羅南道益山郡王宮面王坪里に馬韓王宮址と傳ふるものあり。地は益山の邑を南に距る約十五町街道の東方なる丘陵上を平げて之に土城を廻らしたるものなり。土城には多く手頃の石塊を混入し以て其崩壞を防ぎしが如き形迹あり。其地今松林中に在り。〔六六五〕は此土城の西南方より遙に北方益山邑を望める所にして、向つて左方遙に高きは傳箕準城の存する龍華山（一名彌勒山）にして、其前面、向つて稍右方に樹林の見ゆるは益山邑なり。街道より右方田圃を隔てゝ丘陵上に一帶の松林黑く見ゆるは卽ち土城址なり。〔六六六〕は其西北隅を城外より撮りしものにして〔六六七〕は其北壁址の一部なり。（〔六六四〕參照）

九二　箕準城〔六六八〕

대한민국 국회
도서관 장서

全羅北道益山郡龍華山(一名彌勒山)に在り。山の頂より谷間に亙つて繞らすに石壁を以てす。傳へて箕準の築く所となす。故に此名あり。想ふに後世の修築は固より之れあらんも、其地形は馬韓時代の山城たりしを否定する能はざるものあり。

九三 王墓里雙陵(六六九・六七〇)

古より後朝鮮武康王及び妃の　なりといひ、又俗に百濟武王の陵とも傳ふるも信じ難し。或は馬韓時代の者か。兩墳共に今封土流下し形體完からず。

四 百濟時代

朝鮮編述の歴史には百濟の早く前漢時代に國を建てしことを說

けども信ずるに足らず。魏志には朝鮮の南部に三韓の存在を言ひ未だ一も百濟の事を說かず。蓋百濟の建國は西晉の世に在りと認めて可なるが如し。故に百濟は豐璋二年(天智稱制二、唐龍朔三、耶蘇紀元六六三)唐に亡ぼされ、次いで新羅に併合せらるゝ迄約四百年の命脈を有せし國家なりとす。其領土は時に廣狹あれども大體に於いて京畿・忠淸南北・全羅南北の諸道に亘り居たり。

九四　公山城(熊川山城址)(六七一——六七七)

忠淸南道公州郡邑北錦江に臨める公山上に在り。今の城壁は後世の修築に係れども其地形は百濟當時の山城たりしを語るのみならず、城內よりは百濟時代と認むべき陶器破片を出すを以て百濟の舊都熊川の山城址たる事は殆疑無きなり。東國輿地勝覽に諺傳此卽百濟時古城と載せたるもの由る無きにあらざるを思はしむ。蓋王宮は之を平地に營み、公山上に萬一の際據守すべき山城を築きしものならん。

대한민국 국회
도서관 장서

九五　扶餘(泗沘)及扶蘇山城(六七八・六七九・地圖四)

扶餘は忠淸南道にあり、卽ち聖王の十六年(宣化三梁大同四、耶蘇紀元五三八)熊川より移り都せし泗沘にして、其西北より南に當り錦江の水彎流して自然の濠塹をなし、其北、江に臨みて峙てるものを扶蘇山となす。上に山城の遺址あり。此扶蘇山より山谷の地形を利用して土城を築き、北方より東方を限り南の方錦江に至り以て外郭を構成す。形半月に似たるを以て半月城とも曰ふ。謂ふに當時王宮は扶蘇山下にあり、山上に山城を築きて防守の處となし、更に人民を保護せんが爲に廣く外郭を設けし者にして、此外郭は漢土の制を參酌せしものなるべく、朝鮮に於ける此種都城の嚆矢となす。蘇扶山城は南方の山頂より北方にある大小二個の谷を土築の城壁を以て包圍せし者にして、更に土城を以て城內を三區に分てるは他に見ざる所、當時築城術の發達以て見るべし。城內倉庫の址跡と思はる

る處あり。又當時の古瓦片及び陶器の殘缺、炭化せる米大小豆等を出だす。城の西北錦江に臨める處高く斷崖絶壁を爲す、呼んで落花巖と稱す、百濟滅亡の悲劇に詩的色彩を添ゆる處にして、當時幾百の宮女此巖上より自ら江に墮ちて死せりと云ふ。

九六　聖興山城〔六八〇・六八一〕

忠淸南道扶餘郡林川面、林川舊邑の北に峙てる聖興山上に在る山城にして、古史に見ゆる加林城なり。城壁は土を以て築き山頂を圍みて南の方斷崖絶壁を爲せる處に下り包めり。此斷崖の處は特に石を以て築き、往々儼乎として今に存する所あり。城內には百濟時代に屬すべき陶器の破片多く散在せり。

九七　扶餘發見瓦〔六八二——七〇三〕

忠淸南道扶餘郡、邑附近の發見に係り巴瓦と平瓦とあり。巴瓦は何れも蓮花文を有し、瓣面濶大我飛鳥時代の者と符節を合するが如し以て當時彼我文化授受の關係を見るに足るべし。平瓦には往々刻印を有せる者あり、今日までに發見せる者未、斯、巳、刀、氣等あり。

九八　石村附近百濟古墳（七〇四——七〇六）

京畿道廣州郡漢江の左岸松坡鎭の東南方平野の中に古墳群在せり。其東部のものは比較的勾配緩なる圓形土墳にして、西部、石村の民家に接せるものは、封土の表面に近く手頃の川石を以て葺けり、石村の地名は蓋此等古墳の葺石露出したるもの多きが爲に得たるならん。何れも內部には槨を有せず。其或ものは內部より鐵釘を出したるより推せば是等の古墳は槨無くして唯木棺のみを存せし者ならん。又薄手の陶器破片をも出せり。蓋此種古墳の形式を見るに年代頗る古きものゝ如く、恐らくは百濟初

期に屬するものならん。

九九 陵山里傳百濟王陵〔七〇七・七〇八〕

忠淸南道扶餘の東一里弱縣內面陵山里なる丘陵上に六基の大塚群在せり、(地圖四參照)傳へて百濟王陵と曰ふ。蓋眞に近きが如し。

一〇〇 陵山里傳百濟王陵中下塚〔七〇九——七一二〕

前記六大塚の一にして中央前面に在り、封土流下外形明かならず。內部には切石を以て長方形の平面を有する玄室と羨道とを築造し、玄室の天井は筒形隧穹狀をなせり。四壁天井皆塗るに漆喰を以てし、玄室の床には方形の切石を敷き入口には板石を立てゝ之を塞げり。又羨道の入口は塼狀に作りたる石を漆喰を用ひて積み重ね以て之を閉塞せり。此石に往々午二巳二巳三等の墨書あり。此墳は恐らくは百濟滅亡の際唐兵の爲に盜

掘せられしものゝ如く、大正四年七月朝鮮總督府囑託文學博士黑板勝美氏之を發掘せし時余等亦參加調査せしに、何等の副葬品を認めず僅に玄室内に漆片の散在せると所々より金銅の頭を有する飾釘と鐵釘とを發見せしのみなり。蓋當初玄室内に、漆を塗り金銅頭の飾釘を裝せし木棺を藏せしものなり。玄室入口を塞げる板石の上部の間隙には〔七九〕に見るが如き鐵楔を嵌挿して顚倒を防げり。此墳、其位置の形勝を占むると玄室及び羨道の構造の比較的大規模なると木棺の裝飾の美麗なるとより推想するに、口碑の如く百濟王陵と認むるも不當ならざるが如し。

一〇 陵山里傳百濟王陵中上塚〔七三——七九〕

前記中下塚の上方にあり、亦封土流下外形完からず。內部の玄室は長方形にして前面に短き羨道あり。玄室及び羨道の入口は厚き板石を立てゝ塞げり。玄室の四壁は水磨きをなせる美なる花崗石の一枚石より成り、左

右側壁の上には斜に持送石を出だし其上に天井石を載す、亦水磨きにな
せる者、手法精巧驚くべし。玄室の内には長方形の石床あり卽ち木棺の座
なり。此墳亦中下塚と同時に發掘の厄に罹れる者にして、調査の際には漆
塗木棺の破片其上に横はり、後方に頭蓋骨の一部及び寶冠の裝飾に用ひ
られしと思はるゝ透彫の金具及び菱花形金具を發見し、又處々より金銅
頭の飾釘を得たり。此透彫の金具は我飛鳥時代の者と全然樣式を同くす
る者にして約千三四百年前の者なるべく、一は以て此墳が百濟時代の者
たることを確認し、一は以て當時彼我文化の關係を說明するに足るべき
貴重なる資料となすべきものなり。

一〇二　陵山里傳百濟王陵西下塚〔七三四——七三九〕

前記中下塚の右方にある土墳なり。內部は花崗石を以て中上塚と同形
式なる石槨を築けるも彼に比すれば稍粗なり。又前二墳と同じく昔時發

掘に遇ひしものにして、大正四年七月余等總督府囑託黑板博士の發掘せし者を調査せし際には何等副葬品をも發見せざりき。

一〇三　陵山里古墳群〔七四〇・七四一〕

此等の古墳群は忠淸南道扶餘郡縣內面陵山里にありて、邑の東方一里餘、論山に通ずる街道の北方なる山腹に碁布せり。（地圖四參照）封土流下、石槨を露出するもの十の七八、何れも百濟の末期扶餘に都せし時の遺蹟なるが如し。

一〇四　陵山里割石塚〔七四二——七四六〕

忠淸南道扶餘郡縣內面陵山里なる前記古墳群の一にして、玄室は長方形の平面を有し其壁は割石を以て築けり、天井比較的低く、羨道は左方に偏し玄室への入口は割石を以て閉塞せり。此附近の古墳は多く此形式に

屬す。蓋百濟末期墳墓の形式として普通のものなるが如し。

一〇五　陵山里塼床塚〔七四七——七五一〕

前述の割石塚と同じく、陵山里古墳群中の一なり。玄室の四壁は板石を以て築き、天井石を支ふる爲に左右の壁より斜に持送石を出せること既記王陵中上塚に於けるが如し。此地方に存する切石石槨は多く此形式より成れり。羨道は短くして、玄室への入口は板石を立てゝ塞げり。玄室の床は敷くに塼を以てす。姑く塼床塚の名を與へし所以なり。

一〇六　陵山里露出石槨〔七五二〕

一〇七　陵山里露出石槨〔七五三〕

一〇八　陵山里横壙〔七五四・七五五〕

共に忠清南道扶餘郡縣內面陵山里なる古墳群中にあり。前二者共に最

普通の百濟式石槨にして、長方形の玄室短き羨道一方に偏せる玄室の入口袴腰狀の低き天井等皆其特徴なりとす。後者は稀覯の一例にして山腹を穿ちて作れる横壙なり、其天井は圓く筒形穹窿狀をなせり。

一〇九 遞馬里大塚〔七五六——七六〇〕

前記陵山里古墳群の西方山腹にあり。地圖四參照)遞馬里は陵山里の小字にして、此古墳は遞馬里に屬するものゝ中比較的大なるものなり。封土は流下して勾配頗緩なり、玄室後壁は一枚の板石より成り左右の壁亦板石を用ひ上部は內方に彎曲して頂部を覆へる板石と共に左右相合し筒形を形成せり、床には扁平なる小さき割石を二重に敷き、羨道は左に偏して設けられたり。

五 任那時代

任那とは國史の稱呼を襲用したるものにして、韓史にいふ伽倻の聯邦を指すなり。其建國の年代詳ならざれども、隣强新羅の壓迫に堪へずして、既に、崇神天皇の時我に援を乞へるより觀れば早くより弁韓の地に興起せしものゝ如し。韓土に於ける我直屬の地なりしも、欽明天皇廿三年(新羅眞興王二三、陳天嘉三、耶蘇紀元五六二)新羅に併合せられたり。時に其領土の伸縮稍激しきものありしも、大躰に於いて洛東江流域なる慶尙南道の大部分及び慶尙北道の西南一部を占め居たり。

一一〇 高靈附近地形圖〔七六一〕

慶尙北道高靈郡、邑附近には任那時代の遺蹟を存せり。今文廟の存する高臺は傳記の如く恐らくは大伽倻の王宮址なるべく、其西に主山城あり。當時の陵墓と認むべきもの多數其南方なる支峯の頂より山麓に亘りて散在せり。

一一一 傳大伽倻王宮址〔七六三——七六四〕

慶尙北道高靈郡、邑の西、文廟の存する高臺を傳へて大伽倻の王宮址と稱せり。恐らくは信を措くに足るべし。明治四十三年調査の際、三國時代に屬すべき蓮花文を有する瓦當を獲たり。

一二二 主山城〔七六五——七六七〕

前記大伽倻王宮址と傳ふる高臺の西方に聳ゆる主山の頂上より少しく下れる處を石築の低き城壁を以て包圍せるものなり。蓋、大伽倻時代の山城の遺墟なるが如し。附近に於いて當時の者と認むべき平瓦の破片を獲たり。

一二三 咸安附近地形見取圖〔七六八〕

慶尙南道咸安郡は安那伽倻の故地にして、昔時日本府の置かれたる安羅の地に當れり。邑北城山には石城の遺址存し、其西北の丘陵には古墳散

布せり、何れも任那時代に屬すべきものゝ如し。尙其西北方に當れる小山の麓に小伽倻と稱する所あり、其西北遙に國師堂山城あり、又東方冬只山城を望むべし。

一一四 咸安城山城址〔七六九——七七一〕

慶尙南道咸安郡、邑北にあり。殆獨立せる小山の頂上より東方なる谷を石築の城壁を以て包圍せる者にして、東西約五町南北約六町前面低き處に城門の遺址あり。咸州志に伽倻國の舊墟と稱す、附近に當時の古墳多く散點するより推考せば蓋信を措くに足るべし。

一一五 昌寧附近地形圖〔七七二〕

一一六 牧馬山城及昌寧邑附近光景〔七七三〕

慶尙南道昌寧郡は國史に見ゆる比自炑の地にして、邑の東北に牧馬山

城あり。其城外山麓に古墳散在す。其既に壞破せられし者を見るに、玄室は長方形にして、附近に任那時代と認むべき陶器の破片存す。蓋此等の山城古墳は恐らくは比自炑の遺蹟なるべし。又邑の北東北約三十町の地に古墳十數基あり、前者に比すれば時代少しく下れるが如し。

一一七 主山南方古墳群(七七四・七七五)

慶尙北道高靈郡主山南方の峯續きに稍大なる古墳列れり。大伽倻時代の王陵と傳ふるもの蓋眞に近きが如し。何れも圓形土墳にして、已に盜掘の厄に罹れる者多し。

一一八 主山東南山腹古墳(七七六——七八七)

前記主山南方古墳列の東方山腹一帶に多數の古墳群在す。多くは割石を以て造れる長方形の竪壙式石槨を有し、又往々、粘板石を組合せて槨と

したるものを存す。明治四十三年調査の際、一墳〔七七六〕中に竪壙式石槨三處を有するものゝ中より種々の陶器及び鐵釘を獲たり。蓋此鐵釘は木棺に使用せしものなるべし。又〔乙〕槨内より發見せられし、一の蓋坏よりは海膽の殼二個を出し、他の蓋坏よりは螺の殼十個を出したり。是れ當時死者に供へし者にして此地方が海岸との交通ありしを證すると共に其食用品の一斑を窺ふの資料とするに足るべし。

一一九 高靈蒐集主山附近古墳發見陶器〔七八八——七九〇〕

明治四十三年、高靈に於ける内地人及び鮮人の所藏せしを蒐集せしものに係り、何れも任那時代に屬すべき陶器なり。〔七九〇〕は坩と壺とが窯中にて火熱の爲に癒着せるものなり。

一二〇 高靈古墳發見金環及陶器〔七九一・七九二・七九五——八〇〇〕

二二 高靈蒐集勾玉及小玉〔七九三・七九四〕

大正四年、朝鮮總督府囑託文學博士黑板勝美發氏の掘調査せし古墳より出でし副葬品〔七九一・七九二・七九五―八〇〇〕及び當時同氏が此同地方にて蒐集せし副葬品に係り、曾、主山東南腹の古墳より發見せられしものと同じく蓋坏中より螺を出せり。

二三 白沙里古墳群〔八〇二〕

慶尙南道咸安郡伽倻面白沙里なる獨立丘陵上に在り。〔七六八〕參照〕稍大なる圓形土墳にして、恐らくは安那伽倻の遺蹟なるべし。

二四 昌寧邑附近古墳群〔八〇三〕

慶尙南道昌寧郡、邑の北東北約三十町道路に接せる、丘陵上に在り。〔七七二〕

參照稍大なる圓形の土墳にして、多くは横壙式の石槨を有するものゝ如し。其附近より古新羅時代の後期に見るが如き陶器の破片を發見せり。任那時代の比自炑に屬する者か或は新羅占領後に成りし者か詳細の調査を經ざれば斷定し難し。

二二四 傳金首露王陵〔八〇三〕

慶尙南道金海郡、邑の西に近く存す。傳へて伽倻國始祖金首露王の陵と爲す。眞僞遽に決し難し。然れども其傳說古く、盜掘の厄に遇ひし事も一再ならざるが如し。屢修理を加へられしを以て當初の形式を識ること難し。今圓形土墳にして土地前方稍低きを以て前面に石壇を設く。墳前碑あり題して「駕洛國首露王陵」といふ。

二二五 傳金首露王后許氏陵〔八〇四〕

慶尙南道金海郡邑北なる丘陵の南面にあり。傳へて金首露王の妃許黃玉の陵といふ。土地前方に傾斜せるを以て。前面には前者の如く壇を設けたり。現狀亦畧彼に同じ。

二二六 金海古墳發見金環〔八〇五〕

大正四年、朝鮮總督府囑託文學博士黑板勝美氏調査の際、發見せしものなり。

二二七 善山古墳發見勾玉及小玉〔八〇六——八〇九〕

二二八 善山蒐集金環〔八一〇〕

大正四年、朝鮮總督府囑託文學博士黑板勝美氏が慶尙北道善山郡に於いて古墳調査の際發見せしもの〔八〇六—八〇九〕及び同地にて蒐集せしもの〔八一〇〕に係る。

二九　傳居昌發見副葬品（八一二）

慶尙北道居昌郡發見と稱するものにして、蓋任那時代に屬すべきものなり。純金釧純金耳飾金鎖翡翠勾玉碧玉岩管玉紅瑪瑙管玉玻璃小玉等、此時代に於ける佩飾品の一斑を徵するに足る好個の資料なり。

三〇　水精峯及玉峯古墳（八一三・八一三）

慶尙南道晋州郡邑東なる水精峯及び玉峯の上に約七基の古墳存在す。（假に第一號乃至第七號の名稱を附す。）外形は何れも多少の破壞を受けたり。（八一三）は玉峯より水精峯の古墳を望みたる光景なり。

三一　水精峯第二號古墳（八一四―八一九）

前記古墳中の第二號墳なり。外形は多少破壞せられたるも恐らくは圓

墳なりしなるべく、玄室は長方形にして、長さは幅に對して約三倍の長さを有す。割石を以て壁を築き天井には横に長き石材九枚を架し、室の斷面梯形を爲し、前面中央に羨道あり。玄室の後部には左右の壁に近く各二個の細長き石材を前後に置きたり。蓋棺を受くる爲に用ひられし者にして、其副葬品配置の狀況より推すも恐らくは兩個の木棺を藏せし者ならん。副葬品は〔六一七〕に示せるが如く、入口内左方に鐵製の轡鐙及び陶製の飾臺ある坩あり。左方棺の附近には鐵製斧・鐙・銅鋺等あり。又右方棺の附近には數個の脚附坩蓋坏及び直刀・紡錘器・小玉等あり。更に後壁に立てかけられたる奇異なる鐵器を發見せり。其何物たるかを知らず。又左棺のありし處より、鐵環二・鐵釘若干を獲たり。蓋當時木棺に用ひし者ならん。

三三　水精峯第三號古墳〔八三〇——八三七〕

前記第二號墳の東南に在り。亦狹長なる玄室と、玄室の中央に通ぜる羨

道とを有し、何れも割石を以て壁を築き、細長き石材を横に架して上を覆へり。玄室の斷面梯形を爲す。後壁に近く左壁に接して相對して細長き石材を置く事第二號墳に於けるが如し。蓋、此墳には一個の木棺を藏せしものゝ如し。內部より刀槍及び種々の陶器を發見せり。

三三 玉峯第七號古墳(八三八　八四六)

慶尙南道晉州郡道洞面玉峯に在り。明治四十三年盜掘の厄に罹りしが玄室內に猶鐵製の刀・斧・槍・轡・鐙及び第二號墳より出でしと同樣なる奇形の鐵器其他種々の陶器を遺留したり。

三四 晉州古墳發見品(八四七——八六四)

慶尙南道晉州郡邑內の古墳より發見せられし副葬品にして恐らくは任那時代の遺物なるべく、稍大なる翡翠の勾玉及び鈍金耳飾の如きは優

秀なるものにして、銅鏡亦三國時代の古墳より出でしは未だ他に見ざる所、共に珍とするに足るべし。其他多數の管玉、小玉、銀製の釧、空玉、及び鐵製の刀、鑷、釘、及び各種の陶器たりも出で。

一三五 晉州發見陶器〔八六五——八六七〕

慶尙南道晉州郡發見のものにして、〔八六七〕は〔八二九〕と同樣坩を受くる臺にして手法酷だ珍なり。

一三六 晉州附近發見陶器〔八六八——八八二〕

慶尙南道晉州郡發見と稱するものにして、蓋任那時代に屬するものならん。元來任那時代の墳墓より多く陶器を出すより觀れば、當時恐らくは飲食物を此等の器に盛り玄室內に藏むるの風行はれしならんか。

六 沃沮(?)時代

沃沮は今の咸鏡南北道に占據せし種族にして、未だ國家を形成せず、單に邑落に各長帥ありしのみ、燕の亡人衛滿朝鮮に王たるや之に屬し、漢武帝朝鮮を畧し其地を分つて四郡となすや、沃沮の地には玄菟郡を置けり。然れども漢の勢力此地方に及ぶ事比較的弱かりしが如し。其後高句麗の盛んとなるに及んで之に臣屬せり。斯の如く沃沮は殆獨立の國家を形成せず、他の强國の羈絆を脫すること能はざりしも、其間、自ら多少特異の文明を有せしが如し。是別に姑く此時代を設くる所以なり。

一三七　咸興附近地形畧圖〔八八三〕

咸鏡南道咸興郡は今も昔も咸鏡道方面に於ける一の重要地點にして、沃沮時代に屬するものと認めらるべき遺蹟を存す。圖の東北部なる德山麻姑城、西北部なる慈塘山城、西南部なる中峯麻姑城の如き其著しきものなり。

一三八　慈塘山城〔八八四——八八七〕

咸鏡南道咸興郡上岐川面五老里背後の山上に在り。咸興より黄草嶺に通ずる街道の北に接せり。(八八三)參照)山頂の小地域に石壁を繞らせし者にして、城内廢井一處あり、大旱と雖水涸渦せずと云ふ。恐らくは沃沮時代の遺蹟ならん。

一三九 德山麻姑城(八八八——八九二)

咸鏡南道咸興郡德山面、咸興の東北約五里、街道の左に接せる山の突角上に在り。(八八三)參照)繞らすに石壁を以てし、山頂に井を穿てり。前記慈塘山城と同性質の山城なり。亦沃沮時代の者なるべし。

一四〇 中峯麻姑城(八九三——八九六)

咸鏡南道咸興郡川西面中峯山にあり。咸興の西々南約三里弱の地に在り。(八八三)參照)慈塘山城、德山麻姑城と其形式同一軌に出で、山頂を石壁を以

て圍み內に井を有すれども、彼等に比すれば規模較大なり。城內多く古瓦片を出だす。其手法を見るに約千四五百年前頃の者の如し。以て此種山城の年代を判定するの資料となすべし。

一四一　時叱間山城〔八九七・八九八〕

咸鏡南道利原郡に在り。山上繞らすに石壁を以てし、城外東南方に近く廢井あり。

一四二　別安坮山城〔八九九・九〇〇〕

咸鏡南道北靑郡良家面に在り、山頂に築ける石城址にして城內中央に廢井あり。前記の諸城址と同性質の山城址なり。

一四三　細浦洞山城〔九〇一——九一三〕

咸鏡南道安邊郡衞益面細浦洞にあり。鐵道京元線高山驛の西方にある山の頂部を圍める石城にして、城内井の廢址あり。是亦沃沮の遺蹟なるべし。城内多く平瓦を出す、亦當時のものなるが如し。

一四四　五老里道藏洞山南塚〔九一三——九一八〕

咸鏡南道咸興郡上岐川面五老里道藏洞山麓に在る古墳にして、封土半球狀をなす。玄室は長方形の平面と梯形の斷面とを有し、羨道は中央に通せり。四壁は割石を以て築き天井は大なる石を以て覆ひ漆喰を塗りたりしも今剝落少からず。羨道の天井は玄室と同高にして床は却て一段高きは他に見ざる所なり。入口は板石を立てゝ閉塞し居たり。既に盜掘に逢ひ副葬品を遺さず。唯調査の際約千四五百年前と思はるゝ陶器の破片を得たり。慈塘山城と密接なる關係を有するものにて恐らくは沃沮に屬すべきものならん。

一四五　上細浦洞古墳群〔九一九——九二二〕

咸鏡南道安邊郡衛益面上細浦洞なる高臺の上に頗密接して群在せり。何れも封土流れて緩勾配をなせる圓墳なり。既記細浦洞山城と親密なる關係を有する者にして亦恐らくは沃沮時代に成りしものならん。

一四六　上細浦洞夫婦塚〔九二三——九二八〕

前記古墳群中の東部に在り。(九一九參照)圓形の土墳にして、中に長方形の平面を有する玄室あり、割石を以て壁を築き大石を以て天井を作る。後方左壁に接して割石を以て壇を築き、上に小さき川石を敷けり。大正二年十一月調査の際には上に兩人の骸骨の一部を存し居たり。姑く夫婦塚と命名せし所以なり。壇の前方に近く二個の陶製坩を發見せし外何等の遺物を存せざりき。此塚、蓋、横壙式のものなれども羨道を缺如せり。

一四七 上細浦洞蓋坏塚〔九二九——九三一・九三五・九三六〕

前記古墳群の西北部に位せり。〔九一九〕參照〕狹長なる玄室を有し室の左壁に接し後方に偏して壇を築けること夫婦塚に類せり。羨道を有せざれども横壙式のものにして玄室の斷面稍梯形を成せり。玄室内に蓋坏の遺存せるより假に蓋坏塚の名を與へたり。

一四八 上細浦洞西塚〔九三三——九三四・九三七——九三九〕

前記古墳群中の西端に在り。〔九一九〕參照〕故に此名を命じたり。夫婦塚及び蓋坏塚と同じく、割石を以て玄室を築き、斷面梯形をなせども壇を設けず。大正二年十一月調査の際陶製の坩數個を發見せり。

七 濊（？）時代

昔時今の江原道江陵を中心として占據せし一の種族にして、未だ國家的發達を遂げざりしも、亦、特種の文化を有せしが如し。然れども、一時南は辰韓、後に新羅と北は高句麗及び沃沮と境を接せしを以て、多少其等文化の影響を受けしなるべし。

一四九 江陵附近地形圖〔九四〇〕

江原道江陵郡は濊種族の根據地にして、濊國の古城と傳ふる土城址今に存す。又邑東約二里、海岸の砂地に古墳群在し多くは石槨を露出せり。

一五〇 傳濊國土城〔九四一〕

江原道江陵郡、邑東に今土城址儼として存す。傳へて濊國古城と稱す。其城壁か折線狀をなせるは他に見ざる所果して濊に屬する者なりや否や保し難けれども姑く此に載せて後の研究を待つ。

一五一 楓湖東北露出石槨其一〔九四二〕

一五二　楓湖東北露出石槨其二〔九四三——九四五〕

一五三　楓湖東北露出石槨其三〔九四六〕

一五四　楓湖東北古墳發見品〔九四七——九五四〕

前記濊國古城と傳ふるものを東に距る二里弱、江陵郡資可谷面の海岸砂地に十の八九は石槨の露出せる古墳群在せり。此等古墳の玄室は、長方形の平面を有する淺き竪壙式にて、四圍は野石を以て築き、細長き石材を竝べて天井となし、更に其上を粘土を以て覆ひたるは、他に類例を見ざる特別の構造法なりとす。或は濊種族の遺せし者か。此等の古墳より出でし陶器は手法頗新羅のものに類すれども多少の相違なきにあらず。

八　古新羅時代

韓史、新羅の建國を前漢の時とせども、魏の時朝鮮の南部には三韓存して新羅の稱無し、蓋新羅は西晉の頃辰韓の一國より勃興せし者の如し。初め慶尙北道慶州の地を中心として國を建て、後漸く强大となり、遂に唐の力を假りて半島を統一し、東西及び南は海を以て限り西北は大同江に及び東北は鐵嶺を踰ゆて咸鏡南道にまで地を拓けり。爰にいふ古新羅時代とは大體に於いて半島に於ける三國鼎立時代の新羅を指す者にして、國初より眞德王の七年(白雉四、唐永徽四、耶蘇紀元六五三)支那南北朝の影響を受けたる文化の終末の時までを云ふ。

一五五 慶州附近新羅遺蹟地圖(九五五)

慶尙南道慶州は新羅建國より滅亡までの首都なり。隨つて其遺蹟遺物邑を中心として附近に散在せり。本圖は曩に慶州守備隊に於いて實測せし慶州附近一萬分一地形圖に據り、重要なる遺蹟の所在地點を多少補加せしものなり。

一五六 雞林・月城及瞻星臺(九五六)

慶州邑の東南に於ける新羅遺蹟の頗著しきものなり。〔九五五〕參照〕雞林は初、始林と稱す。脫解王の時雞鳴の奇蹟ありしより名を改めしものと傳ふ。遂に朝鮮の一名となるに至れり。今樹林中近年立てし所の碑あり。月城及び瞻星臺は次に說くべし。

一五七　月城〔九五七——九五九〕

慶尙南道慶州郡府內面月城里に在り。南、蚊川に臨み、川を隔てゝ南山城に對す。婆娑王の二十二年の築造に係れる王宮址にして、今尙土城址儼として存す。卽、丘陵の周圍を石塊を混じて築きたる土壁を以て高く繞らせる者にして、平面半月狀をなせるを以て此名を得たり。

一五八　瞻星臺〔九六〇〕

慶州邑より月城に至る道路の傍に在り。天文觀測臺の遺址にして、花崗

石を以て、方形の地覆石の上に圓筒狀に築き上げ、上に二重の井桁石を置けり。中央南面に方形の窓を穿つ、蓋出入口なるべし。善德王朝の建造に係り、當に朝鮮に於いてのみならず、東亞に於いて遺存せる最古の觀測臺なるべし。

一五九 明活山城〔九六一・九六二〕

慶州邑東一里餘、明活山に在り。慈悲王十六年（雄畧一七宋元徽元、耶蘇紀元四七三）築く所と稱せらる、史上顯著なる山城にして、今石築城壁の遺址猶存す。（地圖五參照）

一六〇 南山城〔九六三・九六四〕

慶州邑南一里强、南山の上にある廣大なる山城なり。石壁の遺蹟歷々迤るべく、城壁の內外往々瓦當を出す。三國史記には眞平王十三年（崇峻四、隋

開皇一一、邪蘇紀元五九一)に築けるよし載せたれども、更に早くより存在せしものなるべし。此城は前記明活山城及び邑西なる仙桃山城と共に新羅都城の東西南の三方に鼎立せしものにして、羅時に於ける重要なる山城たりしなり。

一六一　芬皇寺刹竿支柱(九六五・九六六)

慶州邑東芬皇寺の前面にあり。刹竿(幢)を支持せんが爲めに設けられたる雙石柱にして、花崗石を以て作り、各三處に圓孔を穿つ、蓋刹竿を支ふる杆を挿嵌せんが爲なり。柱間には刹竿を受くる基石あり、簡樸なる龜形を刻す。芬皇寺は善德王の時の創立なれば、此支柱は同時若くは之を距ること遠からざる時に成りし者なるべく、恐らくは朝鮮に於ける現存支柱の最古のものならん。

一六二　芬皇寺石塔(九六七——一〇九二)

慶州邑東に在り。善德王三年(舒明六、唐貞觀八、耶蘇紀元六三四)の創建に係る。方形の平面を有し。今三層を存す。當初は九層なりしよしを稱すれども、權衡上信じ難し。恐らくは五層を超ねざりし者ならん。安山岩の小石材を以て築造す、一見塼築の如し。謂ふに石材を以て漢土に於ける塼築の塔婆を模せし者なるべし。各層の軒は數層の持送石より成り、二層三層遞次其大さを減じ、以て安定の態を得たり。初層の四面には入口を設け、其左右に金剛力士の像を陽刻す。形式猶支那南北朝の特質を存し、雄渾の風あり。塔の四隅各石獅を立つ、亦剛健の手法より成れり。大正四年總督府に於いて修繕の際內部より石函を發見し、函內舍利及び創立當時に屬すべき諸種の玉石玻璃製の飾玉金銅透彫の金具、鋏針筒、(內に金銀針各一を藏む)鈴、芋貝其他の裝飾品を出だせり。特に透彫金具の文樣の南北朝式に屬すると。多數の勾玉小玉類を發見せるは、他の遺物と共に當時文化の性質を說明すべき貴重なる資料なりとす。

一六三　五陵〔一〇九二・一〇九三〕

慶州邑南、蚊川の南、松林中にあり。圓形の土墳五墓群在す。故に名あり。東國輿地勝覽には始祖赫居世の陵と載せ、塋域内に立てられたる碑には新羅始祖王、始祖王妃、南解王、儒理王、婆娑王の陵と刻したれども、眞僞遽に判じ難し。

一六四　傳脫解王陵〔一〇九四〕

慶州邑の東北約半里、東川の北小金剛山の南に在り。圓形の比較的小なる土墳にして、昔脫解王の陵と傳ふるも明かならず。

一六五　傳味鄒王陵〔一〇九五〕

慶州邑の東南にあり。比較的大なる圓墳にして所謂竹現陵なり。果して

然りや否や明かならざれども、蓋、羅代初期に於ける陵墓の代表的のものたるは否定すべからず

一六六　眞平王陵〔一〇九六〕

慶尙北道慶州郡內東面普門里、平地に存する圓形の大なる土墳なり。

一六七　善德王陵〔一〇九七〕

慶州邑の東南約一里、狼山の上に在り圓形の土墳にして周圍には土止めの野石處々に露はれ居れり。

一六八　慶州邑南古墳群〔一〇九八〕

慶州邑南には多數の古墳群在す。〔九五〕參照〕圓形なるあり瓢形なるあり何れも勾配頗急なる大土墳なり。內部には石槨なく川石を積んで木棺を覆ひ更に土を封せしが如し。皆新羅時代の初期に屬すべきものなり。

一六九　皇南里劒塚〔二〇九九——二二八〕

前記古墳群中の一圓形土墳にして、高さ三十二尺、横徑百四十一尺、縱徑百四十七尺、內部を調査するに地盤より約二尺二寸掘り下げ手頭の川石を投げ入れて地固めをなし、木棺と副葬品とを藏め川石を以て之を封じ、其上を五六寸の厚さに粘土を以て覆ひ、更に上を所々小石を混ぜる土を以て覆ひたり。掘り下げたる底面より四尺卽ち地盤上一尺八寸內外の處、川石の間より刀・劍・槍・陶器及び砥等の副葬品を發見せり。特に砥の中央部の瘦せたる、內地の古墳發見の者に頗類せるは奇といふべし。劒二口出でしを以て假に劒塚と名を命じたり。

〔二二七〕及び〔二二八〕の陶器は此塚の上部の封土中より發見せられしものにして、此塚の時代よりも遙に後のものなれども便宜爰に附載す。

此塚は恐らくは新羅初期に屬すべきものにして其構造及び副葬品は

以て當時の文化の一端を徴するに足るべし。

一七〇　皇南里西南瓢塚〔二二九・二三〇〕

一七一　皇南里南塚〔二三二・二三三〕

前記古墳群の西南部にあり。南塚は明治四十二年其一部を調査せしが圓形土墳にして封土には石を混ぜず。內部は川石を空積みとなし、封土との間には約五六寸の厚さに粘土を以て覆ひたりしが、其層中央部多少沈下し居たり。當時日程の都合上塚の中心まで調査を遂ぐること能はざりしが此沈下は恐らくは墳の中心なる木棺の腐朽に起因せしなるべく、前記劍塚と同形式の構造に成りしものならん。

一七二　金尺里古墳群〔二三三・二三四〕

慶尙北道大邱府より慶州邑に通ずる街道の傍にあり。累々群をなせる土墳にして、圓形のもの多きも稀に瓢形のものも存せり。慶州邑南の古墳と同種のものにして、羅朝初期の遺蹟なるが如し。〔二三四〕は其附近より發見せる陶器の破片にして、恐らくは此等古墳と同時代のものならん。

一七三 普門里夫婦塚〔二三五——二六九〕

慶州邑東一里强、明活山の西の尾の上に在り。瓢形をなせる土墳にして內に二墓あり。一は地山を掘り下ぐる事約四尺五寸縱十八尺橫十二尺の堅壙を作り、底部は手頃の川石にて固むる事約一尺三四寸、上に三寸五分許の厚さに砂利を敷き、木棺を安置し、諸種の副葬品を藏め、更に川石を覆ひ、粘土を塗り、其上を土を以て封せしものなり。一は割石を以て橫壙式石槨を造り玄室右壁に接して壇を設け木棺を安んじ、棺の內外に副葬品を納めたり。

此塚は其副葬品より考ふるに恐らくは夫妻のものなるべきを以て姑く夫婦塚と命名せり。副葬品は何れも羅朝文化を徵證すべき貴重なる遺物にして、其内部の構造も一は竪壙にして積石に過ぎざるに他は簡單ながらも横壙式石槨なるは珍とすべく、畧同時代に異種の内部構造を有する墳墓の存在するを證すべき貴重なる資料なり。

副葬品は甲よりは純金耳飾、銀釧、銅釧、銀指環、勾玉、小玉、太刀、刀子、斧、大小の鈴、轡、鏡板、杏葉、諸種の金銅金具及び陶器を出だし、乙よりは純金耳飾、銀釧、銅釧、玉類、陶器等を出だせり。甲の大刀の制作の奇なる、乙の耳飾の美なる裝飾を有せる共に珍異すべし。

一七四 普門里金環塚(二七〇——二七二)

慶州邑東一里强、明活山の西腹に存する古墳にして、内部は野石を積みて竪壙式の壁を造り、底部には砂利を敷き棺を納めて川石を以て覆ひ、上

に粘土を塗り土を以て封じたりしが如し。內部より金環一隻を發見したるを以て假に金環塚の名を命じたり。

一七五　普門里埡塚〔二七三——二八五〕

慶州邑東一里强明活山の西麓畑中に在り。封土殆ど既に削平せられたり內部は割石を以て狹長なる石槨を造り、內に棺と副葬品とを藏せしが如し。調査の際槨內より發見せし陶器中に蓋埡二個ありしを以て假に埡塚の名を命じたり。

一七六　東川里瓦塚〔二八六——二九六〕

慶州邑の東北小金剛山に在り。封土に比して稍大なる橫壙式石槨を存せり。玄室の後壁及び右壁に接して壇を作り、羨道は左に偏して設けられたり。此塚は後人の爲めに發掘せられし形迹あり。玄室內副葬品の完きも

の無きも、平瓦及び丸瓦を存せり。故に假に瓦塚の名を命せり。

一七七　西岳里附近古墳地形略圖〔二九七〕

慶尙北道慶州郡府內面西岳里に無數の古墳あり。殊に太宗武烈王陵東南方の山には、新羅時代の墳墓累々として存し、全山殆完膚無き有樣なり。一々之を圖示すること能はず。故に此略圖には特に重要なる者を載せ、他は省略に從ふ。

一七八　西岳里石枕塚〔二九八——三〇八〕

慶州邑西南約一里、府內面西岳里なる西川の支流に臨める山上に在り。封土に比して稍大なる玄室と中央に通ぜる稍長き羨道とを有す。玄室後部及び左右の壁に接して壇を設け、後方の壇上に石枕を安んじ、且足部に當れる所を石を以て圍めり。四壁天井及び床は何れも塗るに漆喰を以て

せり。內部より當代の比較的後期に屬すべき陶器破片を獲たり。

一七九　西岳里古墳玄室內發見內石槨・石枕及石足座〔二二〇ナ——二二二〕

慶州邑西角干墓の東南なる尾の上に在る土墳玄室內より發見せしものと稱す。板石を以て四面を圍み、內に石枕及び石足座を置きしものにして他に未だかゝる類例を見ず。

一八〇　西岳里古墳石槨內發見石扉〔二二二・二二三〕

慶州邑西角干墓西南の尾の上なる土墳玄室入口に在りしものと稱せらるゝ石扉の一扇にして、表裏に力士像を刻す。面貌奇古、衣文の褶襞頗支那南北朝の特質を示せり。蓋古新羅末期の遺物ならん。

一八一　普門里古墳玄室內發見漆喰枕及瓦〔二二四——二二七〕

一八二　慶州郡發見石足座〔一三八〕

一八三　慶州郡發見瓦枕及塼〔一三九〕

此等は何れも當代に屬すべき遺物にして、當時木棺を用ひずして玄室內に直に死體を藏せしことを徵すべき遺物なり。

一八四　慶州郡古墳發見瓦及塼〔一三〇・一三一〕

一八五　慶州郡古墳發見石枕〔一三三〕

一八六　慶州郡古墳發見銅鋺〔一三三〕

一八七　慶州郡古墳發見武器及馬具〔一三四〕

此等は何れも大邱慶州間道路工事の際舊韓國內部土木局大邱出張所

慶州工營所の吏員が發掘せし古墳內より出でし遺物にして、其巴瓦の文様は明かに古新羅時代に屬すべき者なることを示せり。以て當代墳墓研究の資料に供すべし。

一八八　外東面發見斧〔一三二五〕

一八九　外東面發見槍〔一三二六〕

一九〇　槍（出所不明）〔一三二七〕

一九一　孝門里發見槍〔一三二八・一三二九〕

一九二　傳慶州郡發見槍・大刀及刀〔一三三〇・一三三一〕

此等も亦當代墳墓より發見せられし遺物にして、環頭の大刀を出せるは亦支那文化輸入の一證左となすべし。

一九三　慶州郡發見玉類〔一三三〕

一九四　慶州郡發見純金耳飾〔一三三〕

一九五　冷川里發見柄頭〔一三四〕

一九六　普門里發見鉸具〔一三五・一三六〕

此等の遺物も亦當時のものにして、既記の諸墳より出でし副葬品と彼此對照し以て當代文化の研究に資すべし。

一九七　傳慶州發見陶製鞍馬・人物及琴〔一三七〕

此等は或は支那墳墓の明器に倣ひし者か。一種の副葬品にして徇葬の意を寓せし者ならん。

一九八 土器〔一三八——一三四三〕

新羅の土器には赤色のもの黄褐色のもの及び灰白色のものあり。手法素樸にして形狀古拙なるを免れず。此等は比較的早き時代に行はれしが、後堅質の陶器の爲に壓倒せられしものゝ如し。

一九九 陶器〔一三四四——一三四三〕

當代の陶器は比較的發達せるが如く、其質堅緻にして其色は多く灰色若くは灰黑色なり。其種類は坩、坩臺、盌、坏、高坏、瓶、甕、缶、甕等にして、或は蓋を有せるもあり、或は有せざるもあり、脚有る者脚無き者、把手を有する者有せざる者等形態頗變化に富み、多くは篦を以て表面に簡單なる文樣を描き、或は脚に長方若くは三角形の透しを作る。又往々蓋或は頸部に遊環飾を作れるもあり。稀には〔一三七——一三二〕の如く奇異なる畧畫を陰刻せるもあり。

或は〔一三七〕の如く頸部に鹿の如き動物を繞らし以て裝飾となせるもあり。其或時期に於ける者は任那及び我國の古墳より出づる陶器に殆形狀手法を同じくする者あり。以て彼此相互の關係を知るべし。

一〇〇 巴瓦〔一三四三——一三五五〕

當代に屬する瓦當は比較的多からず。文樣は何れも南北朝式蓮花にして、百濟若くは我飛鳥時代の者と全く同樣式に屬する者あり。皇龍寺(眞平王の時創立)址發見のもの〔一三四三〕は西岳里附近古墳出土のもの〔一三三〕と一見其同時代なるを知るべし。彼此對照以て古墳年代を決するの資料となすべし。

一〇一 西岳里發見石造彌勒菩薩像〔一三五六——一三五九〕

明治四十二年調査の際、慶尙北道慶州郡府內面西岳里、角干墓の存する

山の東麓畑中に於いて發見せしものにして、北魏式の等身彌勒半伽像なり。頭部及び兩腕を失ひたるは惜むべきも、以て新羅藝術の傳統を察するに足るべき貴重なる資料となすべし。

二〇二　仁旺里發見石造釋迦如來坐像〔一三六〇〕

慶尙北道慶州郡府內面仁旺里發見の石造釋迦如來坐像にしても、面貌稍豐肥衣文の褶襞に北魏式の特質を見はせり。蓋當代末期のものなり。

三　國時代佛像

三國時代に成れる佛菩薩等の像にして、其新羅に屬すべきか將高勾麗百濟に屬すべきか不明の者を一括して爰に載する事としたり。

二〇三　銅造彌勒菩薩像〔一三六一——一三六四〕

二〇四　銅造彌勒菩薩像〔一三六五・一三六六〕

共に金銅彌勒菩薩半伽像にして、當代に於ける銅像中最大最優の者なり。前者は面貌姿態古雅掬すべく渾樸の裡雄勁の氣象を見はせり。後者は相好端嚴手法稍精、衣文も漸く生硬の域を脱せんとす。共に北魏の系統を傳へたれども、前者は三國時代の佛教藝術としては比較的年代に於て古かるべく、後者は末期に近く成りしものならん。

二〇五　銅造彌勒菩薩像〔一三六七――一三七六〕

何れも南北朝式彌勒菩薩小銅像にして、前記のものと共に當代藝術の源委を繹ぬべきものなり。

二〇六　銅造釋迦如來・藥師如來・菩薩及力士立像〔一三七七――一四〇四〕

是れ亦皆三國時代に成りし小銅像にして、面相姿態多少各趣きを異にすれども、樣式手法は明かに南北朝時代の系統に屬すべき者たることを示せり。

二〇七　銅造釋迦如來像背光〔一四〇五——一四〇七〕

三國時代及び新羅統一時代を通じて背光の今日に遺存せる者極めて稀なり。然るにかく金色燦然たる背光の存するは珍とすべし。中央の蓮花及び兩菩薩、三化佛の樣式、火炎の手法は宛然我飛鳥時代の者と同樣なり。背面に刻銘あり。曰く、

建興五年歲在丙辰
佛弟子淸信女上部
□奄造釋迦文像
願生生世世□佛聞

□一切衆生同此願

上部は百濟及び高句麗に限られたる官名なれども、其樣式より察するに、寧、百濟に屬する者と定むるを以て妥當とすべし。而して、建興五年は、蓋、韓史の逸年號にして、其丙辰は我推古天皇四年(百濟威德王四三、隋開皇一六、耶蘇紀元五九六)に相當せるものならん。

朝鮮古蹟圖譜解說第三册終

コ